

船橋市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和元年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和2年11月25日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤 弘	之
同	松	寄 裕	次
同	斉	藤	誠

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
1	60	保健体育課	指摘	保健体育課において、各学校から提出があった震災時対応マニュアルについて内容を確認する必要がある。 特に、震災時対応マニュアルが各学校の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているか等を確認し、その内容に不備があるときにはその是正を指示、指導する仕組みを構築する必要があるものと考えられる。 現在、ひな形を参考に各学校で震災時対応マニュアルを作成することとなっているが、より実効性のあるマニュアルの作成に向けて、各学校との連携を深められたい。	令和2年度分より震災時対応マニュアルを点検しており、教育委員会で作成したひな形に沿って作成するよう指導を行っている。震災時対応マニュアルについても、指摘されている応急教育や保護者への周知が必要な内容については追加を行っていく。	震災時対応マニュアルのひな形については、令和2年度に改定中である。
2	61	保健体育課	指摘	保健体育課は、県が実施している「防災教育調査」の回答項目の中でも少なくとも、「災害発生時の保護者への連絡手段」において「連絡手段を周知している」という項目に対して7校が「×」とする回答を行っていることなど、その回答が事後的な確認により回答ミスであったと判明したとしても、その時点では、災害発生後の児童生徒の引き渡しの障害になりうる回答結果については、十分に精査を行うことが求められているものと考えられる。したがって、保健体育課は「防災教育調査」の結果を取りまとめたうえで県教育委員会に報告するとともに、それらの回答内容を精査し、その内容に不備が見受けられる学校に対しては、マニュアルの再整備も含めて適時、適切な改善指導等を行われたい。	指摘を受け、改めて調査内容を精査し、不備の見受けられた学校については、改善指導を行った。	左記のとおり措置済み。
3	65	施設課	意見	現地調査が適切に行われたことを事後的に検証可能となるように、目視確認の際の改修判断に係るマニュアルや指針、チェックリスト等を作成し、そのうえで、現地調査の際に記録として撮影する写真の他にも、必須チェック項目や所見の記載等を整備した報告書を作成するよう要望する。現地調査が適切に行われることへの牽制となるからである。また、当該チェックリスト等は、要改修度の優先順位判断に合理的かつ客観的な資料として利用できるような書式にすることも効果的な業務遂行に有用であると考えられる。例えば、チェックリストの項目に点数を割り振り、要改善度の合計点数を集計し、その点数順に事業優先度順位計画表を作成するといったことである。そうすることで、施設の改修判断が適切な意思決定により行われたかどうかを事後的にも検証できることから有用であると考えられる。	監査時点と同じ	改修判断に係る調査・診断指針を、国が監修する「建築物修繕措置判定手法」等の文献や他自治体を参考に今後策定予定である。劣化状況等を定量的に評価することについての検証に時間を要しているが早期の策定を目指す。
4	67	施設課 財産管理課	指摘	従来から延べ床面積が増減しない限り、いかなる大規模改修工事による取得財産も公有財産台帳へ記載されてこなかったが、予算上も普通建設事業費のうち取得原価に含まれるものとして建設工事予算が確保され、その予算執行として改修工事がなされて、財産が取得された場合には、公有財産台帳にも当然に記載されることが求められるものと考えられる。したがって、資本的支出に係る改修工事により取得された財産は、市全体の調整を行う財産管理課と協議して公有財産台帳にも記載されるよう配慮されたい。	財務会計システムで管理している公有財産台帳とは別に、施設課で個別に整備している台帳(各年度の工事台帳)があり、改修工事などの資本的支出について把握できるため、引き続き工事台帳で情報を補完しながら公有財産を管理していく。	左記のとおり措置済み。
5	68	施設課 財産管理課	意見	同一の予算執行により取得した財産の台帳管理については管理番号を連携させているが、固定資産台帳への記載が公有財産台帳の整備とは別途行われている現状では、業務の効率的な実施に支障が生じるものと懸念される。したがって、公有財産台帳と固定資産台帳の整備が一体として実行されるよう、現在は詳細に整備されている固定資産台帳による管理に、公有財産台帳の記載事項を統合することも検討するよう要望する。	監査時点と同じ。	財務会計システムのほかに、所属ごとに別システム等で財産台帳を作成している場合があり、それらを横断的に補完するものとして財務会計システムを運用するのは困難であると思われる。財務会計システム(公有財産台帳)と固定資産台帳の統合については、財務会計システムの更新時などに検討する。
6	68	施設課 財産管理課	意見	固定資産台帳の現状としては、市立学校の資産登録単位が、建物ごとに建築費が合算されて取得価額とされているものがあるが、今後は判明次第、建物の内訳としての建物躯体と電気、機械又は給排水設備等の資産の種類ごと、耐用年数が異なるごとに区分した状態に修正し、将来の改修工事の際に除却や新規登録が可能となるように、固定資産台帳の整備を計画的に精緻化するよう要望する。	監査時点と同じ。	事務量を考慮すると、短期間での一律の精緻化は困難と思われるが、建物ごとに必要に応じて精緻化を図る。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
7	72	学務課 (海神中学校)	指摘	海神中学校としては、会議室で使用しているテーブルは平成30年度にPTAからの寄附として事実上受け入れて実際に使用しているが、寄附受入手続がなされていない。したがって、早急に「寄附受入伺書」を作成し、学務課へ提出されたい。	指摘を受け早急に「寄附受入伺書」を学務課へ提出した。	左記のとおり措置済み。
8	72	学務課	指摘	海神中学校の会議室で使用されているテーブルは未だ備品台帳に登録されていないため、船橋市物品管理規則の規定に従い、適正な受入処理を実施するため、当該中学校に対して「寄附受入伺書」を提出するよう指示を行い、学務課において備品台帳への登録等の必要な受入処理を早急に行いたい。	指摘を受け早急に海神中学校に「寄附受入伺書」を提出するよう指示し、受入処理を行い、備品台帳への登録等を行った。	左記のとおり措置済み。
9	73	学務課 (海神中学校)	指摘	海神中学校は、その管理する備品のうち、特に家電リサイクル法の規制対象となる電化製品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及びエアコン)を返納する際には、通常の備品の返納処理の際に作成し提出する「物品返納書」に加えて、「家電製品廃棄依頼書」を作成し提出することに関して、相当な注意をもって、返納手続の遂行に努められたい。	学務課の令和2年4月10日付け予算執行説明会資料に基づき、返納処理を行うこととした。(平成31年度 家電リサイクルにかかる備品の返納無)	左記のとおり措置済み。
10	73	学務課	指摘	海神中学校の事例のように、「物品返納書」を学校から提出を受けた場合、その内容を確認する際に、家電リサイクル法の規制対象となる備品が含まれる場合は、相当の注意をもって、「物品返納書」と共に「家電製品廃棄依頼書」も同時に提出されているかどうか、確認し、備品の返納処理及び廃棄処理の事務手続が円滑に実施されるよう、留意されたい。	令和2年度より、家電リサイクル対象物品については、「物品返納書」と「家電製品廃棄依頼書」を同時に提出するよう改め、令和2年4月10日付け予算執行説明会資料の中で、通知した。また、学務課内での決裁の際に、併せて提出されているかを確認している。	左記のとおり措置済み。
11	74	学務課 (特別支援学校)	意見	学校現場で管理する備品が返納される際には、学校側から提出される「物品返納書」の「理由」記載欄に書かれている返納の根拠が通常の場合、「老朽化著しく、使用不可のため」というのではなく、単に「廃棄処理漏れ」であるのか、現物が何らかの理由で不存在であるか等の理由を追求することが必要であり、その確認ルールを事務処理の中に根付かせる仕組みを構築されるよう要望する。 なお、当該処理案件とは異なり、通常の廃棄処分を伴うテレビの返納である場合、「物品返納書」と共に「家電製品廃棄依頼書」も同時に提出するよう仕組みを改革するよう要望する。	指摘を受け早急に、返納書を受ける際、理由について学校に確認している。 令和2年度より、家電リサイクル対象物品については、「物品返納書」と「家電製品廃棄依頼書」を同時に提出するよう改め、令和2年4月10日付け予算執行説明会資料の中で、通知した。また、学務課内での決裁の際に、併せて提出されているかを確認している。	左記のとおり措置済み。
12	76	学務課	指摘	学校現場における学校備品の実査の手法に関しては、統一的により効率的な手法を周知されたい。例えば、現在の備品管理システムに登録された備品一覧を表計算ソフト(エクセル)で各学校に提供している実態に合わせて、学校現場ではその一覧表を活用して、各担当教員別に切り分けた一覧表を作成し、その一覧表に実査の実施日や実査の証跡の記載及び返納や亡失等の報告手続の必要性を記載する欄を設けて、組織的、機能的に実査を実施することができるよう、様式を調べて各学校へ周知するなどである。 また、実査の結果、備品台帳と現物管理に齟齬が生じている場合には、当該事案の発見年度に、物品管理規則上の必要な処理を適時的確に実施することを周知されたい。例えば、ある学校において担当者限りで事実上判断していることではあるが、複数年度の判断猶予という、いわばローカル・ルールに基づき、発見年度に十分な調査に基づく処理を実施せずに、複数年度の間、同じ状態が継続した場合に初めて、事案の性格に合わせて返納処理や亡失処理を実施するなどの方法に関しては、学務課としての見解を明確に示し、一般的なルールを徹底するなどである。	令和2年の調査より、備品の一覧表に確認日、確認者が分かる形で行う様、また、備品とデータに齟齬がある場合には、物品管理規則上の処理を適時的確に行う様、令和2年7月に学校へ周知した。	左記のとおり措置済み。
13	80	学務課	指摘	奨学金の返還の納期限については、一律に3月31日とみなすことなく、個々の借受者が選択した返還方法のとおり納期限とすることを徹底されたい。 また、督促は、法令に従い必ず実施しなければならないものであり(船橋市債権管理条例第6条)、また、時効中断の効力を有するものである(地方自治法第236条第4項)ことから、借受者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合には、船橋市債権管理条例施行規則第5条第1項に従い、履行期限後30日以内に督促する事務を徹底されたい。	現行の運用における債権管理条例施行規則に基づいた督促事務を行っているが、借受者の選択した返還方法による納期限の管理をするため事務の見直し作業をしている。	当該債権の適正な管理をするうえでは、システム導入が望ましいため、今後、他市のシステム導入状況等を分析しながら、本市の奨学金事務に適切なシステム構築が可能と考えられるベンダーと協議等しながら来年度に予算要求するべく、是正に向けた準備を進めている。 また、今後についても、債権管理条例施行規則に基づいた督促事務を行っていく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
14	82	学務課	指摘	平成25年3月31日以前に貸し付けた奨学金の延滞債権に係る遅延損害金についても、民法上は発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で金額を算定することができる。公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図るためには、全ての借受者に対して遅延損害金を算定して調定を行い、借受者へ請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の遡及については、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、少なくとも過去に確定した遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。したがって、確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも平成25年4月1日以後に発生した私債権に対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。	船橋市奨学金の遅延損害金の徴収に関しては、船橋市遅延損害金の徴収に関する指針に基づき、今後も平成25年4月1日以降に貸付した債権に関して徴収する予定である。それ以前のものについては、法的措置に進んだものに関し徴収している。	左記のとおり措置済み。
15	84	学務課	意見	償還計画に係る履行期限から2ヶ月を経過した借受者に対しては、引き続き、納付実績等の履行状況を適時適切に管理するとともに、船橋市債権管理条例第10条に基づいて履行期限を繰り上げる旨の通知を行う場合の所管課の判断の指針となる取扱いを明文化することを要望する。	債権管理課の『履行延期の特約等の取扱いについて』に基づき事務を行っているが、今後についても引き続き適時適切に管理する。	左記のとおり措置済み。
16	85	学務課	意見	本人(奨学金貸付申請者)が市所管課窓口で貸付金申請書等の必要書類を持参した事実を証拠として残す等、引き続き、本人(奨学金貸付申請者)の借受意思の確認を徹底することを要望する。	平成18年度より募集要項にも申請は本人が来庁し申請するよう明記し、申請時受付票にてチェック、本人の借受意思の確認をしている。	左記のとおり措置済み。
17	86	学務課 債権管理課	意見	今後、少額な債権のために多額の費用を費やして回収する等明らかに非経済的、非効率的な場合や回収困難な債権を長期間管理し続ける等管理コストの面から好ましくない場合が生じたときは、引き続き、当該債権を管理対象から外す、すなわち債権放棄等を行うことで、合理的・能率的な債権管理を行うことを要望する。	船橋市債権管理条例に規定する要件に該当する場合には、債権管理課と協議して債権放棄等を行っており、引き続き合理的・能率的な債権管理を行っていく。(学務課)  徴収停止及び債権放棄を行う場合の要件について以下のとおり再度確認した。 債権放棄は船橋市債権管理条例第14条各号に定める要件に、徴収停止は同条例第12条各号に定める要件に該当する場合の措置であり、特に徴収停止については、地方自治法施行令第171条の5に規定する内容と同様になっており、これは、徴収停止をすることができるのは地方自治法施行令第171条の5各号に掲げる事由に該当するときに限られ、条例、規則でこれと異なる定めをすることはできないと解されていることによる。よって、それぞれの要件に該当する場合以外は徴収停止又は債権放棄をすることはできない。(債権管理課)	左記のとおり措置済み。
18	87	学務課	意見	費用対効果の検討が前提ではあるが、口座振替制度やコンビニエンスストア収納等のように、納付に行く時間がないことを理由とした滞納を防止するとともに借受者の利便性向上につながる事務事業については、引き続き導入の可能性を検討することを要望する。	監査時点と同じ。	今後については、システム導入検討と同時に口座振替等の導入についても検討していく。
19	91	保健体育課 契約課	意見	一般的に予定価格を事前に公表する際のメリットは職員に対する予定価格を探る行為を防止できることであり、デメリットとしては、談合が容易に行われる可能性があることや予定価格が目安となり競争性が低下し落札価格が高止まりになること等が挙げられる。 前回入札時と同一の事業者による高落札率が大部分を占める現状に照らしても、事業所管課として、契約相手方から入札価格の内訳書の提出を受け、落札価格の詳細な分析を実施し、設計額の積算の検討を行うこと、また、予定価格の公表方法も含めた改善提案を行うことを要望する。	監査時点と同じ。(令和2年度予算分は未執行)(保健体育課)  予定価格を事前に公表したとしても、不特定の者が参加できる一般競争入札で行うことにより、競争性の低下には直接つながらないと考えている。また、予定価格を非公表にした場合、職員への不当な働きかけが行われる可能性がある。 市としては、予定価格を事前に公表することと公表しないこととのメリット・デメリットを比較した上で、公表することのメリットが上回っていると考えているため、現行の方法を継続したい。(契約課)	毎年、設計額の積算を行う上で、前年の入札価格の結果や入札参加業者数等を参考に委託料の上昇分を検討し設計額を決定している。現状では、設計額の積算について、予定価格と入札価格に大きな乖離がないため、落札価格の詳細な分析を行うことは考えていない。(保健体育課)  左記のとおり措置済み。(契約課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
20	93	保健体育課 契約課	意見	プロポーザル方式を採用する場合には事後評価を基本的には実施するものと考えられる。また、現在の価格競争を前提とする受託事業者の決定方法を採用していることをもって、契約方法の違いだけで、受託業務の事後評価を実施する必要はないとする合理的な理由はない。したがって、業務受託者に対する事後に総合的な評価を実施するよう要望する。 その際の重要な評価手法のひとつとして、学校給食のサービス利用者である児童・生徒による評価を設定し、満足度や要望等を把握するために、また、教育行政における食育の推進に対する評価のひとつとしても、学校給食へのアンケート調査を実施するよう要望する。	監査時点と同じ。(保健体育課)  プロポーザル方式は、契約の相手方を決定するための方式であり、事後評価と直接の結びつきはないものとする。また、委託業務の受託者が業務を適切に履行しているかどうかについては、業務管理の中で対応している。(契約課)	各学校の栄養職員が栄養摂取基準を守りながら地場産物を積極活用するなど、配慮や工夫をしながら献立を作成し、調理員が献立の意図を組んで調理している。また、業務管理として、毎月の定例会の中で反省点等の確認を行い、その都度、改善に向けて話し合いをしている。なお、児童生徒からのリクエストで献立を組むこともあるため、アンケート調査を実施する予定はない。(保健体育課)  左記のとおり措置済み。(契約課)
21	94	保健体育課 契約課	指摘	今後は契約締結時において、受託事業者が負担する印紙税額であっても、同種の契約にもかかわらず、受託事業者ごとに契約書に貼付されている収入印紙の額が違ふといった場合には、受託事業者に対して所管税務署への確認を促し、必要に応じ市としても所管税務署に問い合わせ等の対応を行い、適正な収入印紙が貼付されるように契約当事者として必要な助言を実施されたい。	令和2年4月より、契約書を受領した際には収入印紙を確認し、金額に疑問が生じた場合には、税務署に問い合わせ、適正な収入印紙が貼付されるよう相手方に必要な助言を行うこととしている。(保健体育課)  令和2年3月に改訂した業務委託契約事務の手引きの中に、「必要に応じて担当課から船橋税務署に問い合わせ、適正な収入印紙が貼付されるよう相手方に必要な助言を行う」旨の文言を追加し、各課に周知を行った。(契約課)	左記のとおり措置済み。
22	96	保健体育課	意見	学校給食費の回収すべき延滞債権が年度ごとに大幅に増加している現実を、実際の決算データから把握し、その原因を分析することで、現在の回収体制等の見直しを含めた対応策の構築に早急に着手するよう要望する。 その見直しの際には、現在の回収体制に対して人員的に強化するのか、又は学校現場に何らかの協力を求めるのかについて、検討することも必要である。	年度ごとの徴収率は100%ではないため、累積されて滞納債権が増加している状態となっている。徴収体制強化のため、公会計化時点より徴収の人員を増員して滞納債権の回収を行っており、現行の体制、方法を継続したいと考えている。	左記のとおり措置済み。
23	96	保健体育課	意見	学校給食費の回収コストのうち、直接経費だけでも本庁ベースのコストと学校現場にも状況に応じた何らかの協力を求める場合のコスト等を把握し、それらを比較検討することで、学校給食費の回収事務全体の活動を評価する仕組みを構築するよう要望する。 このような比較検討の結果次第では、給食費の徴収事務について、現場からも一定の協力を受ける体制を構築するルールを整備・変更することも必要である。その際、学校現場が負う負担については、あくまで通常業務の範囲に付随する程度のもので、本来の教育業務に支障が生じないよう配慮する必要がある。例えば、本来の教育業務での保護者面談の際や家庭訪問の際に声掛けをしてもらい、保有している児童生徒の保護者情報を相互に共有する、といったことである。督促や催告の活動を全て学校現場に負担させることは過大な負担になるものと考えられるが、通常教育活動や学校行事等での付随的な活動として上記のような伝達等を行うこと自体については、学校現場に対する過大な負担になるものとは考えられない。また、学校給食費の延滞債権に係る保護者と必ず対面できる機会を活用することは、回収コストの面からも効果的・効率的であると考えられる。	状況の異なる本庁と学校現場でのコスト比較は困難であるとする。保護者面談や家庭訪問の際の声掛けなどの協力については、学校現場は給食費の情報が無く不可能である。現行を継続し、保健体育課が徴収を行っていく。	左記のとおり措置済み。
24	97	保健体育課	意見	教育長には予算の執行に関する決裁権はないものの、首長から独立した行政委員会の長である教育長として供覧の押印をすることが何を意味するのかについて、所管課内でその意義を共有する必要がある。したがって、最終決裁前に押印の有無を網羅的に確認して決裁文書が最終的に確定したことを確認する重要性についても意を用いて事務処理を行い、今回のような教育長供覧に係る押印漏れが発生することがないように要望する。	平成28年10月12日付、船教総第1732号新教育長新制度に伴う「予算執行に関する補助執行」における教育長への決裁回付の取扱いについて(通知)を確認した。今後は押印漏れがないよう毎年年度当初に周知を図る。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
25	104	総合教育センター	指摘	教職員で構成される任意団体における資金管理体制についてはルールを明文化されたい。 また、資金管理体制が整備されていない団体に対しては体制の整備とその運用について指導されたい。 具体的には出納担当者や監査担当者の設定及び出納簿の様式・マニュアルを作成したうえで、出納担当者によるマニュアルの運用と監査担当者による監査手続が行われるよう指導されたい。	資金管理マニュアルを令和2年4月に作成し、ルールを明文化した。 出納担当者や監査担当者に対し、作成したマニュアルをもとに、体制の整備と運用及び監査手続について周知した。	左記のとおり措置済み。
26	104	総合教育センター	意見	任意団体における監査済みの会計報告の検証については、総合教育センターにおいて監査担当者に対して監査の実施方法・結果・結論に至る過程についてヒヤリングを行ったり、サンプルチェックを実施したりする等の方法により、監査結果を利用した効果的かつ効率的な検証を行うよう要望する。	別団体が監査を実施するよう、会の代表に周知した。 監査時には、監査担当者が、出納及び監査対象に対し、適切なヒヤリングとサンプルチェックを行い、団体の活動について検証することとした。	左記のとおり措置済み。
27	105	総合教育センター	意見	教育事情調査研究協議会以外の団体についても、研究結果の成果物については、PDFファイル等のデータで保存し、教職員全員がアクセスできるイントラネットにアップロードすることによって公表することを検討するよう要望する。 また、紙媒体の報告書の印刷については、関係機関や調査研究依頼先等に配付するための必要最小限の部数にとどめ、印刷費の削減を図るよう要望する。	印刷部数の見直しを行うとともに、研究成果物をイントラネットで活用できるよう改めた。	左記のとおり措置済み。
28	106	総合教育センター	意見	教務主任研究協議会の研究業務に要する全体コストを正しく認識するために、県外視察に係る旅費交通費について、県外視察を実施した教務主任が属する学校に照会する等の方法により把握し、集計するよう要望する。	監査時点と同じ。	今後は県外視察の旅費交通費について、各学校に照会し、全体コストを把握する。
29	109	学務課 (特別支援学校) (豊富中学校)	指摘	学校で保管している現金については、受払のあった都度、日付、摘要、金額を記載し、受領者印、出納者印、確認者印を残しておくことをルール化し、運用されたい。 そのために、既存の記録簿の様式を変更するか、若しくは、新たな様式で出納簿を作成する等の対応を図られたい。 なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。	釣銭については、令和2年4月に措置済み 校納金については、学務課と協議し、既存の様式を変更して対応を行う予定。	校納金については、令和2年10月中に書式変更予定。
30	111	学務課 (特別支援学校)	指摘	小学部活動費に係る出納担当者による現金出納帳の締め切り並びに報告、校長による承認及びPTA役員による監査は、全ての現金の精算が完了した後にすることとし、年度末の立替払の精算状況についてチェックが働く仕組みを整備・運用されたい。 なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。	未精算金がある場合は、出納閉鎖後に再度監査が行われるよう校長の事務引き継ぎ書の項目に明記した。 学務課は令和2年4月の校長会を通じて周知、また、確実にこなわれていることを確認するよう、6月の校長会を通じて、あらためて周知した。今後についても、毎年、同時期に校長会にて周知を行う。	左記のとおり措置済み。
31	111	学務課 (豊富中学校)	意見	家庭科実習費についても他の校納金と同様に口座で管理することが適当と考えられることから、校長名義で口座を新たに開設することができないのであれば、教頭名義で開設する、若しくは別の金融機関に口座を開設することを検討するよう要望する。 また、新たな口座の開設が難しいようであれば、現在のような担当教職員に現金を前渡しする方法は改め、学校の金庫で、家庭科実習費に係る現金を保管することとし、併せて現金出納簿の作成と定期的な現金実査を行うよう要望する。 なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。	学務課と協議し、既存の口座を利用し一冊の通帳で、各会計ごとの内訳を作成し、2会計の管理を行うこととした。	口座については、令和2年8月中に既存の口座で管理を行う。
32	113	学務課 (豊富中学校) (海神中学校)	意見	やむを得ず教職員が教材費等の立替払を行った場合には、校納金が入金された時点で遅滞なく精算しなければならない旨をルール化し、運用するよう要望する。 なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。	立替払いについては、保護者から徴収後、速やかに精算事務を行うよう、令和2年4月の校長会にて、周知した。	保護者から徴収後、速やか(令和2年7月を目途)に精算事務を行う。 学務課は、今後についても、毎年、同時期に校長会にて周知を行う。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
33	113	学務課	意見	従来からの慣行として、担当教職員が学級費等を自らの立替で調達する実態については、本来、教職員の立替を推奨しているものでもないにもかかわらず、教職員への過度な負担を増やし、内部統制上精算漏れ等のリスクが認識されるなど、会計処理上の課題を有していることは学校現場において暗黙の了解ごととなっている。その弊害を解消するためにも、繰越が認められる私費会計(例えば、PTA会費会計)の繰越資金を有効活用して、このような立替資金対策の基金を設置し、年度当初から資金手当がなされるまでの間、基金からの資金提供を受け、本来の徴収金が収納され配分された段階で、基金へ返納するという処理をすることにより、長年の担当教職員による立替の課題解消につながるものとする。そのために、PTA会費等年度間の繰越資金を有する会計から基金を設定することで、課題の解消を目指すために、当該会計の関係者との協議を進めることを要望する。	教員の立替払いについては、その時期での支出の必要性について、あらためて校長が確認し、教員の負担を最小限に抑え、速やかに立替の精算を行う様、令和2年4月の校長会議にて周知した。学務課は、今後についても、毎年、同時期に校長会にて周知を行う。 また、PTAの会費を借り入れ、基金を設置することについては、他団体であるため、適さないものと考えている。	左記のとおり措置済み。
34	114	学務課 市立船橋高等学校	指摘	現場往査の過程での指摘により、生徒会費に係る出納簿が新たに作成され、その出納簿が監査人側に提出されたが、預金通帳の記載に合わせた形での記載であり、複数期間の合計記帳であるため、今後は、事務室職員が作成している他の学校徴収金の出納簿と同様の様式で、取引が発生する際にその都度、出納簿に記帳する方法で作成することを徹底されたい。	学務課と協議し、令和2年4月より、他の出納簿と同様の様式に改めた。歳入・歳出の都度、出納簿に記帳すること、管理職が中間検査を行うこととし、適切な帳票管理ができていないかを確認するとともに、不適切事例については都度是正を行っていく。	左記のとおり措置済み。
35	116	保健体育課 (市立学校)	意見	旧給食費の未収金管理に関しては、私債権として民法上の規定に従い管理がなされてきたものと考えられるが、平成27年度から公会計化された現状を踏まえ、当時の学校長の責任による未収金管理の事実上の実施不可能な状況を確認することで、時効期間の経過に伴い、債務者が時効の援用を行うことも事実上不可能であることもあり、既に債権としての実態が確認できないことを市教育委員会として認識し、決定するよう要望する。 そのうえで、学校現場に未整備な形で引き継がれている旧給食費の関連帳簿等についても、正式な文書管理の規定に従い、保管管理し保存期間が経過した文書類は、正式な決裁により廃棄処分を行うよう要望する。	校納金と同様に学校の私債権であり、時効の援用がなされない状態であれば、可能な限り徴収を行うものと考えている。給食費関連の帳票については文書管理規定外の物であり、また徴収が完了していないならば廃棄は困難と考えている。	左記のとおり措置済み。
36	118	総合教育センター	指摘	学習バス借上げ事業業務委託において、実際にバスの運行を実施したにもかかわらず請求漏れとなっている35,920円については、事業者と協議の上、適切に支払われたい。	令和2年4月23日、振り込みにより適切に支払った。	左記のとおり措置済み。
37	118	総合教育センター	指摘	学習バス借上げ事業業務委託において、業務完了報告書に記載されている個々の運行実績についての運行計画等との照合や計算チェックといった実在性・正確性の観点からの詳細な検証は既に行われているが、今後は、業務完了報告書の全体を眺めて記載内容に違和感がないか、記載の漏れがないかという網羅性の観点からのチェックを取り入れる等、本件のような事務ミスの再発防止に資する具体的な検証方法を研究し実践されたい。	バスの運行がないため、現時点では運行計画のみで、チェックが出来ていないが、業務完了報告書のチェックは同じチェック表を3人で見ることにした。かつ、チェックの後を残すようにした。	チェックした記録用紙を複数で同じものを使用し、記録として残すようにする。
38	119	総合教育センター	意見	総合教育センターは、学習バス借上げ事業業務委託仕様書に点検実施状況の現地確認や点検報告書の提出を要求できる旨の規定を織り込んだうえで、定期又は不定期に事業者による点検実施状況を自ら検証するよう要望する。	年2回、点検作業の様子を確認に行く予定。 その際、点検報告書も併せて確認することとした。	昨年度同様実施確認に伺う予定。
39	121	総合教育センター	意見	総合教育センターは、学習バス借上げ事業業務の受託事業者からヒヤリングを行ったり、決算書や会計帳簿等を入手して閲覧・検査したりすること等により、安全確保のために十分なコストをかけているか評価するよう要望する。	十分なヒヤリングを行い、安全基準については、国土交通省から出された平成23年度より運用されている「貸し切りバス事業者安全性評価認定制度」をもって評価している。	左記のとおり措置済み。
40	123	市立高等学校	意見	随意契約における契約明細書の根拠法令欄には、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号だけでなく、船橋市契約規則第25条等の該当する根拠法令の条項を記載するとともに、随契理由欄には、契約金額が法令で定める額を超えない等の具体的な理由を記載することを要望する。	指摘後、直ちに職員全員で契約事務の手引きの確認を行い、随契理由欄に具体的な内容を記載することの徹底を図った。	左記のとおり措置済み。
41	123	市立高等学校	意見	業務委託契約において、受注者からの業務終了の通知を受けたときは、業務内容の報告に基づく完了検査の内容を記録し、検査の結果を受注者へ書面により報告する等し、完了した業務が契約書や仕様書等の内容に適合しているか確認することができる体制を整えるよう要望する。	令和2年度の業務委託契約から、契約書の内容を見直し、報告書の必要な契約とそうでない契約を精査した。検査完了報告の必要なものに関しては、検査結果を書面で報告するよう委託業者に求めるよう職場内で周知徹底を図った。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
42	124	市立高等学校	指摘	支出負担行為を単なる形式的な手続とは捉えず、業務委託契約書の作成日は事実関係に沿った内容で適正に作成する等、関係法令を遵守した適正な契約事務を執行されたい。	事実関係に基づいた書類の作成を行うよう徹底した。	左記のとおり措置済み。
43	125	市立高等学校	意見	起案文書が決裁済みとなったときは、文書主任等が決裁に使用した帳票の所定の欄に記入漏れや誤記載がないか等を審査し、適正な財務事務を執行することを要望する。	文書主任は、決裁文書が適正な処理であるか確認し、ミスを防止することが責であることを注意し、是正を行った。	左記のとおり措置済み。
44	127	市立高等学校	意見	船橋市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する契約に基づく支出負担行為の手続については、契約締結年度において、財務会計システムで支出負担行為何書を作成する際に、その記載項目のひとつである「件名」欄の記載に当たって長期継続契約であることが分かるような文言(例えば、「長期継続」)を付与するなどの工夫をするよう要望する。	契約事務の手引き通りに処理されているが、一目で長期継続契約と分かるよう、次回から「長期」と記載することとした。	左記のとおり措置済み。
45	128	市立高等学校	指摘	概算払をした債権金額が確定したときは、当該概算払を受けた者は、遅滞なく精算の手続を実施されたい。	遠征に関わる旅費は、旅行会社への委託や部活顧問の手配による遠征等があり、都度、清算書類の不備や遅れが生じるが、今後、旅行会社や部活顧問と話し合いを行い遅滞なく速やかに手続を行っていく。	左記のとおり措置済み。
46	130	市立高等学校	指摘	管理のための諸法令や文部科学省からの通知等に基づき、適正かつ安全な薬品の保管、管理を徹底し、使用の見込みがない薬品は速やかに処分されたい。	平成29年度定期監査指摘後、薬品の保管、管理を教科主任を中心に責任をもって整理し、帳簿を作成するようになった。また、今後も管理の在り方を検討していく。 令和2年度予算で、これまでに不要となった薬品の処分を業者に依頼した。	左記のとおり措置済み。
47	134	教育総務課	意見	「点検・評価」の実施において、現在実施されている「施策」と「事務事業」の数値による評価に加えて、更に上位に位置付けられている「推進目標」、「基本方針」及び「教育目標」を総合的に評価する手法を常に研究し、数値による評価と文章による定性的な評価とを織り交ぜて市民に対してより分かりやすく説明する仕組みを構築するよう要望する。	「点検・評価」に関して、公表している平成30年度分までは「船橋の教育-教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画-」(以下、「船橋の教育」という。)の重点施策に係る主な事務事業等の評価を基本とするものであった。 対象期間を令和元年度とする「点検・評価」からは、これまでの点検・評価の対象としていたものより上位に位置付けられる「船橋の教育」の重点施策等を対象とし、アウトカム指標等を用いて管理及び執行の状況について点検及び評価する仕組みを構築できるように現在検討中である。	今後も左記変更後の仕組みに基づき、「点検・評価」を実施していく。
48	136	教育総務課	意見	「点検・評価」を閲覧する市民の適切な理解のためにも、施策の評価を行う各指標の内容と施策の内訳としての各事務事業の「取組内容」及び「担当所属の所見」との間には、指標の属性としてのアウトカム指標やアウトカム指標の峻別を踏まえた、首尾一貫した属性での事実認定・把握とその評価を実施するよう要望する。	対象期間を令和元年度とする「点検・評価」からは、点検・評価の対象を重点施策等とし、アウトカム指標等を用いて管理及び執行の状況について点検及び評価する仕組みを構築できるように現在検討中である。	今後も左記変更後の仕組みに基づき、「点検・評価」を実施していく。
49	136	教育総務課	意見	上位施策の評価に際して、下位の複数の事務事業を評価して点数化することは、評価の客観性の面では重要な手法であると考えられる。しかし、それぞれが単純に合算されて平均化される仕組みは、それぞれの事務事業が有する上位施策への貢献度等が異なるものと考えられるため、見直しを要するものとする。 確かに上位の施策に対する各事務事業の貢献度を因果関係等により評価し位置付ける手法はその開発が容易ではないが、施策評価への総合化の過程で、各事務事業の位置付けを見直し、可能であれば、個別に荷重するなどの変更を加えるなど、施策の評価手法に工夫を凝らすことを要望する。	47の回答にもあるとおり、「点検・評価」の全体の仕組みを変更すべく現在検討中である。	今後も左記変更後の仕組みに基づき、「点検・評価」を実施していく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
50	137	教育総務課	意見	施策における達成指標の目標値に対して、実績数値が超過した場合、「点検・評価」のルールとして、目標値を見直すことを検討し、実際にも目標値を設定し直すか、据置きにするにしても、その据え置いた目標値に合理性があるかどうかに関する説明を明記するなどのルールを設定するよう要望する。なお、本年度の点検評価報告書を作成する過程では、このような意見の取り込みを独自に実施しているという報告を教育総務課から聴取した。	対象期間を平成30年度とする「点検・評価」から達成指標についての合理的な説明を今後の方向性欄にて行っている。	左記のとおり措置済み。
51	137	教育総務課	意見	「点検・評価」を実施するに当たり、市教育委員会の各担当課は、その中で体系的に位置付けられている施策や事務事業の重要性について、各学校現場と意識を共有する必要がある、その効果の表れとして、学校現場で実施している学校評価における「学校教育目標」や9つの分野ごとの重点目標等に具体的に反映するなどの有機的な連携を推進するよう要望する。	市立全学校長に対し、令和2年6月の校長会議において、左記の意見について報告し、各学校で実施している学校評価や人事評価において、「船橋の教育2020」や「点検・評価」に記載されている内容を評価項目等に取り上げるよう依頼した。	左記のとおり措置済み。
52	138	教育総務課	意見	「点検・評価」における事務事業を予算事業との関連で対比分析することも重要であり、予算事業に比べて、より詳細な業務か、さらに細分化された活動レベルの事務事業である場合もあり、それらの異同を十分に認識する価値は高いものと考えられる。また、「点検・評価」における8つの基本方針ごとに集約された予算上の事務事業をセグメント情報と位置付けることは重要である。確かに、業務委託などの事業費が設定されている事務事業と職員人件費等を中心に実施される事務事業とが存在し、後者における直接のコスト情報は収集が容易ではないが、「点検・評価」における事務事業とそのセグメント情報としての予算事業との異同を常に意識して、「船橋の教育」を構成する「点検・評価」の事務事業に係るコスト情報を効果的に予算管理するよう要望する。	47の回答にもあるとおり、「点検・評価」の全体の仕組みを変更すべく現在検討中である。	今後も左記変更後の仕組みに基づき、「点検・評価」を実施していく。
53	139	施設課	意見	「点検・評価」の実施における各事務事業に対応する評価指標の在り方として、単年度の施設整備の実施件数のみの設定に基づく評価ではなく、全体の施設整備計画に基づく達成度評価や児童・生徒等の施設に関する満足度評価という学校評価の実施により収集できるデータに基づく評価指標を設定するなど、より全体性の評価や学校評価との連携に基づく評価指標の設定に心掛けるよう、指標の在り方の見直しを要望する。 例えば、学校評価アンケートでのマイナス評価の件数を評価指標とすることも考えられる。そのマイナス評価であるクレームに対して、どのように対応し改善したか、その結果、マイナス評価の件数がどの程度減少したか等に関するデータを収集し、その指標の改善状況をモニタリングする仕組みを考案することもアウトカム指標のひとつになり得るものと考えられる。	監査時点と同じ。	評価方法については事業の内容に応じて、利用者の満足度、事業の進捗率、工法・工期の検証を行う等、今後は単に実施件数による評価を見直ししていく。
54	139	施設課	意見	「基本方針7」⇒「推進目標1」⇒「施策2:学校及び社会教育施設の改修・修繕の実施」の4つの事務事業に対応する指標のうち、「トイレ改修工事件数」は、単年度予算を目標値としており、その達成による評価を「A」としている。確かに、施設整備予算の制限により、「トイレ改修工事」という事務事業に係る指標設置の難しさはあるが、単年度の予算の執行件数を目標とし毎年度「A」評価を前提としてこの事業の「点検・評価」を継続することは、施設整備を待つ他の学校の実情を考慮すると、「A」評価には違和感がある。まず、全体計画を示す説明責任があり、その計画に基づく全体の施設整備件数を目標とするなど、ストック(全累計)ベースの指標設定を検討するよう要望する。	トイレ改修計画については、令和3年度までに全小・中学校の改修を完了させる目途がついたことから、令和2年3月に策定した船橋市教育振興基本計画から本事業についての掲載を終了した。	左記のとおり措置済み。
55	140	施設課	意見	「基本方針7」⇒「推進目標1」⇒「施策2:学校及び社会教育施設の改修・修繕の実施」の3つの事務事業に対応する指標のうち、「学校のエレベーター設置工事数」だけを指標の対象範囲としていることについて見直すことを要望する。 確かに、「エレベーター設置工事」は身体に障害がある児童・生徒にとって、垂直移動にとって重要な施設整備であることは確かである。しかし、その指標だけを評価指標とする必然性は強く感じられず、施設課の所掌工事の範囲でも、学校生活を円滑に送るために必要な施設整備としてバリアフリー工事に入るものは包括的に、「バリアフリー工事実施件数」等の指標を設置することも検討に値するものと考えられる。	エレベーター以外のバリアフリー化に関する他の評価指標も適用させることを検討したが、計画的に整備を行うような指標は見当たらないことから、令和2年3月に策定した船橋市教育振興基本計画から本事業の掲載を取りやめた。 しかしながら、スロープや手摺等の設置要望は度々あり、バリアフリー化の整備は現在も継続して実施している。	左記のとおり措置済み。
56	143	学務課	意見	「点検・評価報告書」における施策「教職員のモラル(士気)の向上と不祥事防止」の目標は不祥事の根絶とするともに、施策における達成指標についても不祥事の数値である懲戒処分者数を目標数値とする等、「船橋の教育」とより一層の明瞭な整合性を持たせることを要望する。	令和2年度の目標は「不祥事の根絶」としている。達成指標については、懲戒処分者数を目標数値に入れる方向で検討している。	今後、達成指標については、今回の意見をもとに検討を重ねていく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
57	145	学務課	意見	事務事業の取組内容の評価に際しては、取組内容や実施状況を集計・評価した証拠資料を作成して、集計及び評価の過程を文書化することを要望する。	取組内容の評価については、取組内容や実施状況を各学校に提出させて、それを集計することで評価する形で進めている。	左記のとおり措置済み。
58	146	学務課	意見	点検・評価の対象とする施策に対してより明確な数値目標を設定するとともに、その評価に際しては、効率性、有効性及び必要性等の観点で評価することを要望する。	点検・評価報告書の内容の見直しを行った結果、本施策は掲載しないこととした。	左記のとおり措置済み。
59	149	指導課	意見	指導課が所管する事務事業の点検・評価における効果測定のためには事業の対象者に対するアンケート調査の実施が考えられるが、効果の測定に資するようなアンケートの項目、実施方法、結果の検証方法について研究し、事業の効果測定のための指標として活用するよう要望する。	点検・評価における効果測定の方法については、現在、研究している。	効果測定のやり方について、今後も研究していく。
60	151	指導課	意見	「小中一貫英語教育の推進」事業について、グローバル人材の育成という観点からの質的重要性、予算規模の金額的重要性を考えると、定性的・主観的な評価にとどまらず、客観的に評価できる定量的な指標の設定を要望する。例えば、英語教育の学力状況調査において定量的なスコアが確認できることから、これを点検評価の達成指標に織り込むことが考えられる。	千葉県教育委員会が実施している「千葉県英語の学力状況調査」や、文部科学省が実施する「英語教育実施状況調査」のスコアなどを参考値として点検評価を行うことを検討している。	今年度は「英語教育実施状況調査」が中止になったので、次年度以降織り込むことを検討している。
61	153	指導課	意見	「学習サポーター派遣事業(理科の観察、実験をサポート)」について、形式的にA評価を付けて現場ニーズの低い事務事業を継続するのではなく、「理数教育の充実」という目的によりかなう事務事業を企画し、導入することを要望する。	学校側から理科のみの学習支援より、全学年・全教科、及び生徒指導、特別な配慮を要する児童への対応を必要とする需要の方が多くあるため、令和元年度より理科にとらわれず理科を含むすべての学習のサポートを行っている。	左記のとおり措置済み。
62	155	指導課	意見	スクールカウンセラーの増員や活動日数の増加のための施策について、例えば、小学校であれば市の予算確保、人員確保、人員配置等の計画、中学校であれば県との調整計画等について、具体的な行動計画を盛り込んだロードマップ(計画を時系列にまとめた行程表)等を早急に示すよう要望する。	市の予算確保や県との調整計画に関しては、各学校の実態や要望を把握した上で、活動日数等効果的な活動について市や県に要望していく。また、市の人員確保については、フローチャートに則って計画的に行っていく。	今後も、スクールカウンセラーのより効果的な活用について研究していく。
63	155	保健体育課	意見	保健体育課所管の点検・評価項目としての「学校給食に関する啓発の推進」事業を評価する指標として、実施するアンケート調査において項目や手法(参加者属性との回答結果のクロス評価等)を工夫し、成果との関連がより明確な指標の評価手法を開発するよう要望する。	監査時点と同じ。	調査対象や項目を精査し、次回啓発事業(給食展)実施までに評価指標を明確化する。
64	156	保健体育課	意見	保健体育課所管の点検・評価項目としての施策「食育の推進」に対する評価指標として「船橋の旬の食材を毎月ごとに決めて学校給食に取り入れた学校数」が設定されているが、その施策「食育の推進」を評価する手法としては、学校給食の食材選定・食材調達手法の努力を評価の視点として取り入れることや地産地消の取組が児童・生徒の食育にどのような効果を上げているのか、アンケート調査を実施することなどを加味して、当該指標が100%を達成した後の評価手法等を見直すことを要望する。	監査時点と同じ。	船橋産食材を毎月の給食に取り入れるることに関しては「船橋産旬の食材を食べて知る日」を設定することにより、定着が図れていると考えている。次の段階として食育にどのような効果を上げているかを評価できるよう手法等を検討する。
65	158	保健体育課	意見	保健体育課所管の点検・評価項目として、「基本方針4」⇒「推進目標2」⇒「施策2:食育の推進」に位置付けられている3つの事務事業のうちのひとつが、「いきいきばっ子ノート」の活用事業であるが、その「活用」の定義を再度見直す必要があり、また、活用状況の質問項目についても当該定義に即したものに見直すことを検討するよう要望する。 なお、当該「活用」の定義等の見直しによって、現在の評価結果として「B」評価が「C」評価となるような場合には、他の事務事業評価に変更がない場合、施策2「食育の推進」の評価における3つの事務事業の平均点が2.33となるため、当該施策の総合評価が「A」ではなく「B」となっていたものと考えられる。	活用の定義の見直しを検討したが、「いきいきばっ子ノート」は発刊から既に10年が経過し、内容が時代にそぐわず、活用が難しいため令和2年4月より事業を廃止する。	左記のとおり措置済み。
66	159	保健体育課	意見	「点検・評価」の策定には市教育委員会の担当所管課だけでは、施策や事務事業を的確に評価するための指標を設定することが必ずしもできるものではない。例えば、防災教育や応急教育の具体的な実施を平時から準備することが学校現場では求められている。市教育委員会の保健体育課は危機管理課と密接な連携をとり、学校現場での実態に合った防災教育や応急教育の具体化を検討し、学校が緊急避難所に指定されている現実の中で、発災時から教育再開までの一連のマニュアルを早急に整備されるよう要望する。	監査時点と同じ。	令和2年度に改定予定の震災時対応マニュアルのひな形に、応急教育など指摘された内容を追加をしていく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
67	171	指導課	意見	学校運営の適切な評価に資する評価項目の設定の在り方について、指導課にて研究し、特に評価項目の設定方法について問題があると考えられる学校に対しては個別に指導するよう要望する。	令和2年6月に実施された校長会議と教頭研修会において、学校評価について周知し、評価項目の設定の在り方の説明を行った。	令和2年度より、年度末に各学校から報告される学校評価の報告書と公表を確認していく。また、評価項目の設定方法について問題があると考えられる学校に対しては個別に指導する。
68	172	指導課	指摘	各学校の学校評価の公表について指導課が実施している調査において、特に学校からの回答に不備があった場合には、学校が自己評価結果を実際に公表しているかどうかについて、口頭による確認のみではなく、学校便りやホームページ等を閲覧することによって事実確認されたい。 また、指導課が求めている調査様式について、学校からの回答に不備があった場合には、適時に訂正版の回答を徴求されたい。	学校評価の実施と結果の報告についての各学校への通知文書を分かりやすく改善し、令和元年10月15日付け教指第1350号と令和元年12月18日付け教指第1642号で通知したことにより、令和元年度の学校評価の公表状況の調査の回答に不備は見られなかった。 今後も、学校評価の公表状況の調査の際には、記載内容を確認するとともに、ホームページ等で公表の有無を確認し、不備があった場合には、訂正の指導を行う。	左記のとおり措置済み。
69	172	指導課	指摘	指導課においては、各学校が公表している自己評価結果の内容を確認したうえで、自己評価結果の内容がガイドライン等に照らして不十分であると判断した学校に対しては、自己評価結果の公表内容を改めるよう指導されたい。	令和2年6月に実施された校長会議と教頭研修会において、学校評価について周知し、自己評価結果の公表内容についての説明を行った。	令和2年度より、年度末に各学校から報告される学校評価の報告書と公表を確認していく。また、自己評価結果の内容がガイドライン等に照らして不十分であると判断した学校に対しては、自己評価結果の公表内容を改めるよう指導する。
70	173	指導課	意見	指導課においては、自己評価結果を公表する趣旨に立ち返って、各学校が学校関係者・地域住民等に対して学校経営に係る説明責任を果たすために不相当と考えられる公表方法を採用している学校に対しては、より良い公表方法の在り方を指導するよう要望する。	令和2年6月に実施された校長会議と教頭研修会において、学校評価について周知し、自己評価結果の公表方法についても説明を行った。	令和2年度より、年度末に各学校から報告される学校評価の報告書と公表を確認していく。また、各学校が学校関係者・地域住民等に対して学校経営に係る説明責任を果たすために不相当と考えられる公表方法を採用している学校に対して指導する。
71	175	指導課	意見	指導課は、学校評価ガイドラインに準拠した学校関係者評価の在り方について、各学校に対して正しい理解をするよう適切に指導するよう要望する。	令和2年6月に実施された校長会議と教頭研修会において、学校評価について周知し、学校関係者評価の在り方について説明した。	毎年10月に通知をする「学校評価の実施及び公表について」の文書を改善し、通知する。また、正しい理解ができていないと判断される学校がある場合には、適切に指導する。
72	175	指導課	意見	指導課が主体となって、第三者評価のメリットと体制の整備・運用に当たっての課題を明らかにしたうえで、各学校に対して第三者評価の実施についての指針の提示に努めるよう要望する。	監査時点と同じ。	市が必要と判断した時には、第三者評価の実施についての指針の提示を行う。
73	177	指導課	意見	学校評価結果の取りまとめに当たっては、統計的なデータ分析を行う等、分析方法の在り方を研究し、学校経営の改善に資するような分析結果の提供に努めるよう要望する。 また、学校評価結果の分析結果については、事務局各課及び総合教育センターにとどまらず、各学校にも供覧するよう要望する。	監査時点と同じ。	今後、学校経営の改善に資するような分析結果の提供ができるよう、分析方法の在り方を検討していく。また、供覧先についても検討をしていく。
74	187	学務課	意見	人事評価における観察・指導記録は評価対象者の職務をよく観察し、職務遂行の状況や達成の状況を公正かつ確実に記録するために作成されるものであることから、各学校で作成されている観察・指導記録の様式を収集し共有する等、観察・指導記録の様式をより良いものへと改訂することを要望する。	監査時点と同じ。	観察・指導記録の様式については、県の研修会でも取り上げられており、今後も改善を重ねていく。
75	188	学務課	意見	人事評価における評価体制について、同じ学校内の他の教師、児童生徒、保護者及び学校関係者等の多面的な授業評価を活用して授業改善を行う等、児童生徒の学力の向上に資する評価方法を検討することを要望する。	監査時点と同じ。	千葉県制度の枠組みの中で、船橋市としていかに運用していくかを研究していく。
76	189	学務課	意見	業績評価における目標設定について、今後は、学年・教科等の目標と担当業務内容との関連をより明確化し、より適切な目標を設定する等、学校の組織的な取組と個々人の取組が連鎖し、組織力の向上と教職員の資質向上につながることを要望する。	監査時点と同じ。	千葉県制度の枠組みの中で、船橋市としていかに運用していくかを研究していく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
77	192	学務課	意見	市教育委員会の現在の仕組みでは、文部科学省のガイドラインが超過勤務時間の上限の目安としている「1月45時間」については特段目標としていないため、現在の勤務実態整理簿の様式を改め、「1月45時間」を超える超過勤務についても記載する欄を設けて、市が「1月45時間」を超える超過勤務を把握できるよう要望する。	船橋市教育委員会の目標を令和2年6月に改訂し、「1月45時間を超えない」とした。	目標を45時間としたことに合わせ、今後は勤務実態整理簿の様式を変えるよう、システムの変更を進めていく。
78	193	学務課	意見	超過勤務が1月100時間以上の教職員については、その全員が産業医による面接指導を受けられることを想定して予算確保を行うと共に、超過勤務が1月100時間未満であっても1月80時間を超える月が複数月連続する教職員についても、産業医による面接指導を受けられるよう予算の確保と制度の整備を行うよう要望する。	面接指導については、昨年度より1日増やし、20名の実施を予定しており、100時間未満であっても面接指導を希望すれば受けられるようにした。	産業医の確保や日程の確保という課題があるが、少しずつでも面接指導の受け入れが広がるよう予算確保に努めていく。
79	193	学務課	意見	産業医による面接指導の希望を確認の結果、産業医による面接指導を受けなかった教職員に対しては、市教育委員会から当該教職員に対して産業医による面接指導について再度希望を確認する機会を仕組みとして設けるよう要望する。	令和2年度より、受け入れ可能人数の範囲内で面接希望を再度確認するよう、市教育委員会から働きかけることとした。	今後も、校長を通じて、今まで以上に市教育委員会から働きかけを行っていく。
80	194	学務課	意見	現在の制度を改善し、超過勤務が1月100時間未満であっても80時間を超える月が複数月連続する教職員及び超過勤務が1月100時間を超える教職員について市教育委員会が当該教職員の労働環境の改善に関与すること並びに超過勤務の教職員が一定数以上の学校については、当該学校の労働環境の改善に市教育委員会に関与することを要望する。	超過勤務者が多い学校の校長への指導助言を行うことを検討している。	船橋市教育委員会として、労働環境の改善に関与する範囲を少しずつ広げることに努めていく。
81	195	学務課	意見	保護者等からのクレーム及び各学校からの相談内容については、学務課において網羅的に把握できるよう、手書きのノートだけではなく、書式を定めた報告書を作成するよう要望する。	相談内容については、現在も手書きのノートを使用しているが、その中で大きな案件については書式を定めた報告書を作成している。	左記のとおり措置済み。
82	196	学務課	意見	学校からの相談については、各学校からの相談内容を付随する書類と共に提出する仕組みを構築するよう要望する。	学校からの相談については、必要に応じて内容をまとめた書類を提出してもらうことにしている。	左記のとおり措置済み。
83	196	学務課	意見	校長への指示や助言について、学務課として指示や助言の内容を正確に記載した書式を整備し、当該情報を共有することができるよう要望する。	監査時点と同じ。	まずは不祥事関係について、校長への指示や助言を記録として残していくことを検討していく。
84	196	学務課	意見	各学校の校長からクレーム対応や相談対応の終結報告を受けの際には、口頭ではなく書面にて回答を求める制度に改めるよう要望する。それと共に、学校毎にクレームや相談の発生状況をとりまとめ、学校毎の問題状況の把握や市教育委員会としての積極的な再発防止策等を講じることができるような情報の整理手法を構築するよう要望する。	書面での回答を求めることについては、現在どのように進めるのがよいか検討中である。再発防止策としては、校長会議や教頭会議で、事例をあげて注意喚起をしている。	学校の負担にならない方法を検討し、進めていきたいと考えている。
85	197	学務課	意見	市教育委員会が、教職員の不祥事が発覚して、教職員に対して訓告等を行う場合には、現在、当該教職員に対する告知・聴聞の機会を与えることなく実施されている。しかし、当該教職員に対して事実上の不利益を与える効果があり、今後は、船橋市立学校県費負担教職員指導措置審査会において、当該教職員に対する告知・聴聞の機会を与える仕組みを検討するよう要望する。	監査時点と同じ。	次回の指導措置審査会で、告知・聴聞の機会を与えるしくみについての検討を予定している。
86	200	指導課	意見	スクールロイヤーの業務内容について、学校現場や法務課等の関係課とも十分な意見交換を実施し、想定される当事者や対立構造を紛争ごとに整理し、スクールロイヤーの具体的な活動内容を明らかにしたうえで、スクールロイヤーとして弁護士が関与できる活動範囲やその限界についても具体的に定めながら、スクールロイヤーの導入を進めるよう要望する。	法務課と意見交換を行い、令和2年7月1日からスクールロイヤー活用事業を開始した。	左記のとおり措置済み。
87	201	指導課	意見	生徒による問題行動への対応について、市教育委員会が情報を適正に取得できるよう各学校からの報告基準や報告方法について、市教育委員会として統一的な仕組みを定め、問題行動への具体的な対応についても、統一的なマニュアルを作成して各学校に対し周知し、各学校の現場における教職員に対しても研修を行うよう要望する。	生徒指導連絡会および令和2年9月30日に行われる千葉県教育研究会船橋支会生徒指導部会の場で、市教育委員会への報告する内容について、周知を図る予定である。	令和2年度中に「いじめ対応」についてのマニュアルを作成する予定である。また、それに合わせて、いじめに対する研修会も行っていく。各学校からの報告基準や報告方法については、今後検討していく。
88	202	指導課	意見	生徒が学校施設や物品を破損した場合は、市教育委員会は各学校から速やかに報告を受ける仕組みを整備するよう要望する。	報告を受ける仕組みに関しては、重大な学校施設や物品の事故について、市教育委員会への一報とともに事故報告書の提出を求めている。	今後も事故報告書の提出により、重大案件の把握に努めていく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
89	202	指導課	意見	現在のように各学校が学校施設や物品を破損した生徒や当該生徒保護者への損害賠償請求が可能か否かの判断を行う仕組みは、学校側に過大な負担を強いる危険性が懸念されるため、市教育委員会が学校と共に判断を行う仕組みを検討して、損害賠償請求が可能である場合には、適切に損害賠償請求を行うことができる体制とするよう要望する。	児童生徒が、学校施設や物品を破損した場合の対応については、それぞれ経緯や実態が違うので、校長の判断で行っている。判断に苦慮する場合は、市教育委員会が相談に応じている。	今後とも、学校と市教育委員会が連携しながら対応していき、判断に苦慮する場合は、相談に応じることを各学校に周知していく。
90	205	保健体育課	意見	地域防災計画において応急教育の内容が定められているにもかかわらず、応急教育実施のためのマニュアルや指針、実施コンテンツを保有している学校が過半数に満たないということは、災害時に各学校が学校組織としての体制のもとで、各職員が自らの役割を認識しながら適切な対応ができない可能性を残していることが考えられる。組織対応の基本としての、組織の構成員に対する応急教育実施のための体制・コンテンツの早期整備を要望する。	監査時点と同じ。	令和2年度に改定予定の震災時対応マニュアルのひな形に、応急教育など指摘された内容を追加をしていく。
91	206	保健体育課 危機管理課	意見	ガラスの飛散防止対策を促進し完遂するためには、ガラスの枚数が多いために時間と手間がかかり、金銭的な問題も大きいために、すぐに完了できるような対策ではない。しかし、特に地震災害において命を守り怪我を軽減するためには、優先度の高い対策であり、各学校の努力だけでなく、市及び教育委員会が予算措置などで責任をもって実施することを要望する。	ガラスの飛散防止対策として強化ガラスに対応済みである。	左記のとおり措置済み。
92	208	保健体育課 危機管理課	意見	防災対策に関する備蓄不足や、備蓄品の保管場所や使用方法の周知不足が発生しないためにも、特にライフライン使用不可の事態を考慮した備えの充実と、非常時の物資・持ち出し袋の保管場所や使用方法について、職員間で共有できるよう、応急教育などの機会において訓練を行うことを要望する。	監査時点と同じ。	総合防災訓練等で教職員にも参加してもらい、市職員とともに保管場所や備蓄品や使用方法の確認を行っていく。
93	208	保健体育課	意見	児童・生徒の保護者に対して、学校が災害時にどのような体制で対応しながら子どもたちの命を守ろうとしているのかを事前に通知することは、子どもを預かる学校としての説明責任を果たすことにつながるだけでなく、発災時の多種多様な問合せへの対応の手間を減らし、災害対応を効果的に進めるためにも重要なことである。各学校は、年度初めなどに「お知らせ」のような形で、災害時の学校体制について通知することを要望する。	引渡しの基準や引渡しの実施等については保護者へ通知済みである。	災害時の学校の体制なども保護者へ伝えるよう、学校へ指導を行っていく。また、令和2年度に改定予定の震災時対応マニュアルのひな形へも載せていく。
94	210	保健体育課 (各学校) 危機管理課	指摘	災害時の職員参集基準・緊急連絡方法・安否確認方法を、事前計画によって作成し、継続的な訓練によって職員に方法を学習させるとともに、防災訓練を通して職員間で共有・検証するよう取り組まれない。	夜間や休日等に災害が発生した場合の教職員の参集については各学校で決められており、緊急連絡網も各学校で整備されている。このことについて、令和2年4月に改めて周知した。	令和2年度に改定予定の危機管理マニュアルのひな形に教職員の研修等についても記載し、再度各学校に周知していく。
95	210	保健体育課 (各学校) 危機管理課	意見	安否確認の結果、必要な職員数が確保できない場合の、応援要請の方法・要請先を事前に決定しておくことを要望する。	監査時点と同じ。	避難所に参集した市職員が災害対策本部に連絡することとなっているが、学校でも要請先がわかるよう令和2年度改定予定の震災時対応マニュアルのひな形にも記載していく。
96	210	保健体育課 (各学校) 危機管理課	意見	各職員が、停電などの事態を想定したうえで、携帯電話のバッテリーの充電や手回し式ラジオの備蓄を行うことで情報収集・発信できるような体制を整えることを要望する。	すでに備蓄倉庫に配備されている。また、震災時対応マニュアルでも携帯用のラジオを準備するよう記載している。情報の収集については、学校災害対策本部の業務と震災時対応マニュアルにも記載がある。保護者には学校メールで発信することになっている。このことについて、令和2年4月に改めて周知した。	左記のとおり措置済み。
97	210	保健体育課 (各学校)	意見	災害時に適切な初期対応ができるように、全体指示のための放送原稿や、放送機器が使えない場合の代替手段について、各学校は既に整備している学校をモデルとしながら早急に整備し、定期的な訓練などを通して各学校の特性などに沿ったものとして機能するかを検証・改善していくことを要望する。	各学校では、避難訓練等を実施する際には、年度当初に安全計画を作成し災害の発生から避難までの流れを作成している。また、全体指示のため原稿などは各学校で作成している。停電等で放送機器が使用できない場合には、各学校で拡声器を用意している。	停電時には、放送機器が使えないため、拡声器など用意するよう震災時対応マニュアルに記載しているが、再度周知していく。放送原稿については、各学校で避難訓練の計画に、放送する内容の記載があるのが、例を作成して震災時対応マニュアルのひな形に記載していく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(令和2年7月1日現在)	今後の方針
98	211	保健体育課 (各学校) 危機管理課	指摘	ハザードマップは科学的な被害・影響の想定結果であり、施設内の配置図などと併せて施設内の防災安全マップを作成したり、避難所として当該施設が使えない場合の避難場所・避難経路を決定したり、それらを職員間で共有・検証するために防災訓練を実施することは、児童・生徒の命を守るために必要な事前対策であり、市教育委員会及び危機管理課などの指導・調整のもとで、早急に実施・検証を行われたい。	毎年4月に各学校の安全主任を集め、学校安全主任会を行っており、令和2年度は安全主任研修会資料として津波ハザードマップの配布も行った。(保健体育課)  令和2年2月に改定した「地震・津波ハザードマップ」を各学校に配布しています。(危機管理課)	津波や洪水被害が想定されている学校には、危機管理課と保健体育課でハザードマップ等を使い説明に行く予定である。その際に、校舎内の安全マップ等の作成をするよう依頼をしていく。また、2次避難場所、3次避難場所なども決めておこう指導していく。(保健体育課)  津波浸水想定区域内にある学校には、危機管理課と保健体育課で説明を行うとともに、その際に、校舎内の安全マップ等の作成を依頼していく。(危機管理課)
99	213	保健体育課 危機管理課	意見	災害時の地域において学校は避難所などの災害対応拠点の役割を果たす。自治会などの地域組織との災害に関する連携強化について、例えば、災害発生前から避難所運営委員会などを、地域組織、行政職員などとともに立ち上げ、防災や災害対応に関する意見交換や勉強会実施、合同訓練などを通して、災害時の円滑な協力体制について合意を図っておくことを要望する。 また、防災倉庫について、施設管理者として鍵を保管するだけでなく、防災倉庫の内容物や管理体制・管理方法についても取り決めておくことを要望する。	危機管理課において自主防災組織や避難所運営委員会の立ち上げ等の支援を行っている。また、防災倉庫の管理については、危機管理課で行っているが、備蓄品については、一覧を配付するとともに、総合防災訓練の際に、市職員とともに教職員も内容を把握している。	左記のとおり措置済み。
100	214	保健体育課	意見	教育施設としての学校機能を再開するためには、災害発生前から発災時の状況を想定した防災対策を立てておき、災害発生後、市教育委員会等と授業再開に向けた協議を続けながら、児童生徒等への対応、授業・校舎等への対応を進めていく必要がある。災害で学校の機能が中断した場合の再開への手順や段取りを、各学校の特性に合わせた計画に記載し、訓練等によって継続的に共有・検証することを要望する。	監査時点と同じ。	授業の再開への流れについては、震災時対応マニュアルに記載してあるが、不足している内容については、令和2年度に改定予定の震災時対応マニュアルのひな形に追加していく。学校には震災時対応マニュアルに沿って、地域の実情に合った避難訓練等を実施するよう今後も周知していく。
101	216	保健体育課	意見	学校の防災対策を推進し、また児童生徒、教職員、保護者、地域住民といった関係者の災害時の対応力向上を図るためにも、県教育委員会等の事業や、市教育委員会独自の事業としてもモデル校を指定しながら、学校組織全体として集中的に防災対策を実施することを要望する。 また、モデル校としての期間だけの一過性の取組で終わらないように、市は資金面も含めて継続的な実施を支えていくことを要望する。	毎年、県事業の防災授業実践研修にて、職員は講演・演習・研究協議・体験活動を通して、実践的な内容で実施しており、各学校での防災の授業に活用している。また、管理職においては学校に置ける防災教育の重要性や指針及び方法を学び各学校で防災教育の推進を図っている。引き続き、県事業も積極的に活用しながら防災対策を実施していく。	左記のとおり措置済み。